



かわる。かがやく。  
「牧場の朝」のまち かがみいし

# くらしの情報 information

## 募 集

### 育英資金奨学生募集

町では、平成27年度入學予定の育英資金奨学生を次のとおり募集いたします。

- 対象者 平成27年度に高等学校・高等専門学校・専修学校・短期大学・大学に進学する予定の方
- 募集人員 若干名
- 応募資格

- ①町内に引き続き2年以上住所を有し、成績が良く、品行方正で身体強健な方
- ②経済的な理由で就学が困難な方（所得制限があります）
- ③他の奨学金を受けない方
- ④条件を満たさず鏡石町在住の連帯保証人がいる方
- 応募方法  
次の書類を教育委員会へ提出

### 平成26年中に建物を解体した方・固定資産の所有者が亡くなられたご家族の方へ

固定資産税は、毎年「1月1日現在」に土地・家屋・償却資産を所有している方に課税される税金です。

未登記の家屋（住宅、倉庫、作業場等）を平成26年12月31日までに取り壊した場合は、『家屋滅失届』を提出してください。提出していただかないと、平成27年度も課税されることとなります。

また、亡くなられた方の所有していた物件について、相続登記が12月末までに完了していない方は、『相続人代表者届出書』を提出してください。提出していただかないと、平成27年度も亡くなられた方宛てに納税通知書を送付することになってしまいます。

なお、未登記の家屋については、来年度以降の課税名義人を変更するため、『家屋課税名義人変更届』を提出してください。

『家屋滅失届』・『相続人代表者届出書』・『家屋課税名義人変更届』は税務町民課にありますので、該当される方は

出してください。

- ①育英資金貸付願書・履歴書（教育委員会に備えてあるもの）
- ②調査書（在学している学校から発行されるもの）
- ③連帯保証人の所得が証明できる書類（連帯保証人として資格を満たす方となります。内容については教育委員会にお問い合わせください。）
- ④家計を支えている方（両親等）の所得が証明できる書類（平成26年分）
- ⑤世帯全員の納税証明書

- 返還方法  
卒業後1年間猶予し、借用期間の3倍（2倍）の期間で返還していただきます。
- 募集期間  
2月2日（月）～3月6日（金）  
▼申込・問い合わせ先  
教育課 ☎62-3459

### シルバー人材センター会員募集

シルバー人材センターは高齢者に仕事やボランティアなど、多様な社会参加を紹介し、高齢者の生きがいづくりをお手伝いしている公益団体です。60歳以上の皆さん、ぜひご入会ください。手続きはシルバー人材センター

2月27日（金）までに印鑑をお持ちの上、来庁・提出してください。

▼問い合わせ先  
税務町民課 ☎62-2114

### 白河司法書士総合相談

白河司法書士総合相談センターでは、次のとおり無料相談を実施します。なお、相談には事前予約が必要となります。

- 開催場所・日時  
▼須賀川中央公民館2階  
1月15日（木）、2月19日（木）  
3月19日（木）  
午後1時～午後4時  
▼マイタウン白河2階  
2月5日（木）、3月5日（木）  
午後5時～午後8時
- 相談内容  
不動産登記や会社登記、相続・遺言、多重債務、少額の裁判、成年後見等に関する法律相談※秘密は厳守されます
- ▼問い合わせ先  
白河司法書士総合相談センター  
☎0248-23-1785

### 2015年農林業センサスが実施されます

農林業センサスは我が国の農林業・農山村の実態を明ら

たります。

▼問い合わせ先  
鏡石町シルバー人材センター  
☎62-7171

### 放課後児童クラブ登録児童募集

平成27年度の鏡石一小・一小第2・一小放課後児童クラブの登録児童を募集します。

- 受付期間  
2月2日（月）～2月20日（金）
- 登録要件  
町内に居住する小学1年生から6年生の児童で、保護者が就労などにより放課後の保育が必要となる児童  
※児童クラブから自宅までの帰宅は、保護者が送迎してください。
- 定員  
一小児童クラブ90名  
一小第2児童クラブ90名  
二小児童クラブ60名
- 提出書類  
①放課後児童クラブ利用申込書  
②就労証明書または現況（就労）証明書  
③委任状
- ▼申込・問い合わせ先  
健康福祉課 ☎62-2115  
児童ふれあい交流館  
☎94-7890

## お知らせ

### 個人住民税における特別徴収義務者の一斉指定について

県中地区管内12市町村と福島県中地方振興局では、個人住民税の特別徴収を推進するため、平成28年度から、法令の要件に該当するすべての事業主（給与支払者）の皆様を特別徴収義務者として一斉に指定します。

特別徴収義務者に指定されると、従業員に支払う毎月の給与から個人住民税を特別徴収（差引き）し、各市町村に納入していただくようになります。

平成27年11月までに特別徴収義務者への指定予告書を送付しますので、ご了承ください。

なお、平成27年度から特別徴収義務者に指定することも可能ですので、ご検討をお願いします。

▼問い合わせ先  
税務町民課 ☎62-2114

れるだけでなく、県や町における農林業政策に直結する各種の交付金の算定にも活用されています。

また、回答いただいた内容は統計の作成や各種統計調査の名簿作成など、決められた目的以外に使用することはありません。秘密は守られます。

▼問い合わせ先  
総務課 ☎62-2111

### 多重債務・貸金業に関する相談窓口及び金融犯罪被害防止等のための出前講座について

福島財務事務所では、返済しきれないほどの借金を抱えた方々からの相談に応じています。抱えている借金の状況をお聞きし、必要に応じ弁護士・司法書士などの専門家に引継ぎを行います。

なお、国や県の登録を受けずに貸金業を営む、いわゆる「ヤミ金融」には十分ご注意ください。ご利用されている貸金業者の登録状況に関する問い合わせや不正に利用されている預貯金口座に関する相談も受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

●受付時間 月曜日～金曜日

### 町の確定申告相談について

町では、2月中旬から確定申告相談を行います。

申告相談の際には、収支内訳書や医療費明細書など確定申告書を作成するための基礎資料が必要となります。

確定申告用の各用紙が必要の方は、1月下旬以降に税務町民課へお越しください。

▼問い合わせ先  
税務町民課 ☎62-2114

### 須賀川税務署の確定申告に関するお知らせ

須賀川税務署では、次の日程で所得税、贈与税、個人事業者の消費税の確定申告書作成会場を設置します。

- 期間 2月2日（月）～3月16日（日）※土、日、祝日を除く
- 開設時間  
午前9時～午後4時
- 会場 須賀川市産業会館

※この期間は、税務署内に確定申告書作成会場を設置してありませんので、申告・相談をされる方は、「須賀川市産業会館」へお越しください。

▼問い合わせ先  
須賀川税務署 ☎75-2194

（祝日、年末年始除く）

午前 8時30分～12時

午後 13時～16時30分

●相談窓口  
福島市松木町13-2  
福島財務事務所 理財課

また、福島財務事務所では、「なりすまし詐欺」等の金融犯罪被害に遭わないための出前講座を行っています。講演料は無料ですので、お気軽にお問い合わせください。

▼問い合わせ先  
☎024-533-0064  
（多重債務相談窓口直通）  
024-535-0303  
（福島財務事務所理財課）

### 皆様からのご支援に心から感謝申し上げます

ふるさと納税

- 水野 隆雄
- 水野千枝子
- 石井 政清
- 田中 久子
- 宮田 忍

※敬称略。7月号広報発行後より1月号広報発行時現在のご芳名になります。